

資料提供

令和3年7月20日

課名 総務局デジタル県庁推進担当

担当者 山田

内線 2433

電話 082-513-2451

行政手続等のオンライン化推進のため 県への提出書類等について原則、**押印を廃止**します 令和3年8月1日から

県では、「行政のデジタル化」を強力に推進し、県民の皆様の利便性の向上と質の高い行政サービスの提供に繋げることであります。

こうした取組の一環として、行政手続のオンライン化を推進していくため、**令和3年8月1日より、県に提出する申請書類等について、原則として押印を廃止**します。

押印が廃止される手続等

次に記載するものを除き、原則として押印を廃止します

ア 国の法令により、押印が必要とされているもの **例：契約書 等**

イ 実印の押印とともに、印鑑証明書の添付を求めているもの
例：財産譲受願 等

ウ 第三者の意思確認を行うため、第三者の押印を求めるもの
例：委任状 等

今回押印廃止される手続等の状況

現在、押印を必要とする手続数	今回、押印廃止される手続数	押印が継続される手続数
1,874	1,742	132

(押印廃止の例：各種補助金・交付金申請、法・条例に基づく届出)

※具体的な事務の一覧については、県HPを参照

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/ouin-minaoshi.html>



押印が廃止される手続については、今後、申請件数の多い行政手続等から積極的にオンライン化を推進していきます

廃止する日

令和3年8月1日

※ 請求書及び国のガイドライン等に基づき押印を廃止するもの等、一部の手続等は、これ以前に順次廃止済